

# 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正案の概要（職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について）

令和5年1月6日  
沖縄県子ども生活福祉部  
子育て支援課

## 1 経緯

- 従来から、保育所においては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として、乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限って、保育士とみなすことができることとされており、幼保連携型認定こども園においては、この取扱いを踏まえ、通知において、乳児4人以上を入所させる幼保連携型認定こども園に限り、看護師等を保育教諭等又は講師として園児の保育に従事できるよう措置（以下「看護師等のみなし保育教諭特例」という。）が行われている。
- 今般、保育所において、少子化の進行等により入所する乳児の数が4人付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘等も踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令159号）により、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための改正が行われた。
- 幼保連携型認定こども園においても、安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があること、従来から、通知をもって看護師等のみなし保育教諭特例について条例で定めることは困難であるとの指摘があったことから、保育所と同様、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための措置を講ずるとともに、都道府県が条例を定めるに当たっての従うべき基準として規定するため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令が公布され、看護師等のみなし保育教諭特例に関する規定が定められる。
- 上記を踏まえ、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

## 2 省令改正の主な内容

- 改正後の児童福祉施設最低基準附則第2条の規定に準じ、幼保連携型認定こども園において、本命令第5条第3項の表により置かなければならない職員について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができる（ただし、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない）よう、本命令に規定を新設する。
- ただし、看護師等のみで乳児への保育を行うことを避けるため、別途、保育教諭等と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、子育てに係る知識と経験を有することを要件として明確化する。  
※知識と経験についての具体的な要件は別途通知で示す予定

### 3 検討の視点

沖縄県では、条例施行規則の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- ① 省令の基準のとおり定めることは適当であるか。
- ② 地域の実情に応じて省令の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。

上記の観点に基づき検討した結果、省令で改正された基準については、そのとおり県基準を改正する予定である。